富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給規則（令和５年富山市規則第60号）第８条の規定に基づき、原油価格や食材料費等の物価高騰の影響を受けている、介護保険法（平成9年法律第123号）、老人福祉法(昭和38年法律第133号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号 以下、「障害者総合支援法」という。）及び生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づくサービスを提供する福祉事業所に対する富山市福祉事業所物価高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

（支給対象等）

第２条　支援金の支給を受けることができる者は、別表第１から別表第３までの根拠法令に掲げる法令において規定する、サービス種別に掲げる事業を実施する事業所（以下、「事業所等」という。）を運営する事業者であって、次の要件に該当する者とする。

（１）令和６年１月１日時点において、別表第１から別表第３に掲げる各法令に基づき、富山市長の指定、許可、登録、認可を受け、又は富山市長に届出を行い、現に営業を行っている事業所等であること。

（２）申請日時点において、法令の規定による事業の休止又は廃止をしていないこと。

（３）富山市公の施設に関する指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年9月30日富山市条例第309号）第8条の規定により、公の施設の管理に関し、市長と協定を締結し、管理運営業務をしている事業所等ではないこと。

（４）事業所等が富山市内に所在していること。

（５）前各号に掲げるもののほか、別に定める要件。

２　支援金の額は、別表第１から別表第３に定める額の合計とする。なお、別表右欄に掲げる支援金額のうち食材料費分については、支援金の申請日時点において、入所者、入居者又は利用者に対し食事を提供している入所系サービス提供事業所等及び通所系サービス提供事業所等

（支給要件）

第３条　入所系及び通所系の定員は、令和６年１月１日時点の定員数を用いる。なお、令和６年１月１日時点で施設・サービスを一部休止していた場合、当該一部休止に係る定員については、支給の対象から除外するものとする。

２　別表第３に規定する、障害者総合支援法に基づく、サービス種別における１事業所とは、事業所等に付番された事業所番号を基準とし、同一事業所等内で複数の事業種別の指定を受けている場合においても１事業所として扱うものとする。また、事業所番号に関わらず、同一事業所等内において、自立生活援助、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援のうち複数のサービス種別の指定を受けている場合も１事業所として扱うものとする。

３　介護保険法第８条第１項及び第１４項に規定するサービスと、第８条の２第１項及び第１２項に規定するサービスの指定を併せて受けているなど一体的に運営されている場合は、1つの事業所として扱うものとする。

４　介護保険法に規定するサービスの指定又は登録を根拠に、障害者総合支援法に規定するサービスの指定又は登録を受けている共生型事業所等の場合は、１つの事業所等として扱い、介護保険課へ申請するものとする。

（支給申請）

第４条　支援金の支給を受けようとする者は、富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して、令和６年　　３月１５日までに市長に提出しなければならない。

（１）支給対象事業所等調書（様式第１－２号）

（２）利用者に対し食事を提供していることがわかる資料（別表第２に掲げる通所系サービス提供事業所等（小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を除く）のみ。ただし、利用者に対し食事を提供していない場合は、提出を不要とする。）

（３）その他市長が必要と認める書類

２　支援金の支給申請は、１事業者等・サービスにつき１回限りとする。

（支給決定）

第５条　市長は前条の規定による申請があったときは、内容を審査した上、支援金の支給の可否を決定し、当該申請者にその旨を富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第６条　市長が、支給決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により支援金の支給を受けたと認められるとき。

（２）支給決定に付した条件に違反したとき。

（支援金の返還）

第７条　市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支援金の支給を受けた者に対し支給した支援金の返還を求めるものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第８条　支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第９条　支援金の支給を受けた者は、申請に係る証拠書類を整理し支援金の支給年度の翌年から起算して５年間保管しておかなければならない。

（細則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年１月１６日から施行する。

（この要綱の失効）

　２　この要綱は、令和６年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もなおその効力を有する。

別表第１（第２条、第３条関係）

**入所系サービス提供事業所等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 根拠法令 | サービス種別 | 支援金額 |
| 介護保険法 | 介護老人福祉施設  地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  介護老人保健施設  介護医療院  介護療養型医療施設  認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護  短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護（空床型を除く） | 〈光熱費・燃料費分〉  定員1人当たり  3,800円  〈食材料費分〉  定員1人当たり  5,200円 |
| 老人福祉法 | 養護老人ホーム  軽費老人ホーム  有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む） |
| 障害者総合支援法 | 施設入所支援  療養介護  共同生活援助  短期入所（空床型は除く） | 〈光熱費・燃料費分〉  定員1人当たり  3,800円  〈食材料費分〉  定員1人当たり  5,000円 |
| 生活保護法 | 救護施設 | 〈光熱費・燃料費分〉  定員1人当たり  7,600円  〈食材料費分〉  定員1人当たり  10,400円 |

別表第２（第２条、第３条関係）

**通所系サービス提供事業所等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 根拠法令 | サービス種別 | 支援金額 |
| 介護保険法 | 通所介護  地域密着型通所介護  認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護  小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護  看護小規模多機能型居宅介護 | 〈光熱費・燃料費分〉  定員1人当たり  1,500円  〈食材料費分〉  定員1人当たり  1,400円 |
| 障害者総合支援法 | 生活介護  自立訓練（機能訓練）  自立訓練（生活訓練）  就労移行支援  就労継続支援  地域活動支援センター（Ⅱ型を除く）  心身障害者共同作業所 | 〈光熱費・燃料費分〉  定員1人当たり  1,500円  〈食材料費分〉  定員1人当たり  1,200円 |

別表第３（第２条、第３条関係）

**訪問系サービス提供事業所等**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 根拠法令 | サービス種別 | 支援金額 |
| 介護保険法 | 訪問介護  訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護  訪問看護、介護予防訪問看護（みなし指定は除く）  定期巡回・随時対応型訪問介護看護  夜間対応型訪問介護  居宅介護支援  介護予防支援 | 1事業所  10,000円 |
| 障害者総合支援法 | 居宅介護  重度訪問介護  同行援護  行動援護  就労定着支援  自立生活援助  計画相談支援  地域移行支援  地域定着支援 |

様式第１号（第４条関係）

富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給申請書

令和　　年　　月　　日

（宛先）富山市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称及び代表者氏名

福祉事業所物価高騰対策支援金の支給について、富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給規則第３条の規定により、次のとおり申請します。

記

支給申請額　　　　　金　　　　　　　　　円

（添付書類）

１　支給対象事業所等調書（様式１－２号）

２　その他市長が必要と認める書類

上記の支給申請額を下記の口座へ振り込み願います。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関コード |  | |  |  | |  |  | | | |
| 支店コード |  | |  |  | |  | | | | |
| 金融機関 | 銀行・信用金庫  支店  信用組合・農協 | | | | | | | | | |
| 預金種目 | 普通　・　当座・その他（　　　　　　　　） | | | | | | | | | |
| 口座番号 |  |  | | |  |  | |  |  |  |
| フリガナ  口座名義 |  | | | | | | | | | |

様式第２号（第５条関係）

富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給決定通知書

富山市指令　第　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

富山市長

　　　年　　月　　日付けで申請のありました富山市福祉事業所物価高騰対策支援金については、富山市福祉事業所物価高騰対策支援金支給規則第４条第１項の規定により、次のとおり支給を決定しましたので通知します。

記

　支 給 決 定 額　　　　金　　　　　　　　　円

（担当）